

全ト協発第309号(企・適)  
令和8年10月5日

都道府県トラック協会会長 殿  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
会 長 寺 岡 洋 一  
(公 印 省 略)

**「自家用自動車を使用する者による道路運送法または貨物自動車運送事業法違反行為  
に対する行政処分基準について」の一部改正について**

平素は当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、無許可での貨物自動車運送事業（白トラ）行為への対策を強化するため、自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法に係る車両の使用制限又は禁止の行政処分の処分量定の引上げ等に関し、国土交通省物流・自動車局旅客課長、貨物流通事業課長、総合政策局モビリティサービス推進課長の連名により、「「自家用自動車を使用する者による道路運送法または貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」の一部改正について」通達が発出されました。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても本趣旨をご理解いただき、傘下の会員事業者等に対する周知にご協力賜りたくよろしくお願いいたします。

以上

国自旅第85号  
国自貨第292号  
国総モ第47号  
令和8年9月29日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

物流・自動車局 旅客課長  
貨物流通事業課長  
総合政策局 モビリティサービス推進課長  
( 公 印 省 略 )

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為  
に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導  
部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し、  
周知をお願いいたします。

国自旅第85号

国自貨第292号

国総モ第47号

令和8年9月29日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 本部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

貨物流通事業課長

総合政策局 モビリティサービス推進課長

( 公 印 省 略 )

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為  
に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導  
部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、地方実施機関に  
対し、周知をお願いいたします。

国自旅第 85 号  
国自貨第 292 号  
国総モ第 47 号  
令和 8 年 9 月 29 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長  
貨物流通事業課長  
総合政策局 モビリティサービス推進課長  
( 公 印 省 略 )

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為  
に対する行政処分基準について」の一部改正について

今般、「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について（平成 15 年 3 月 27 日付け国自旅第 241 号、国自貨第 136 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長、一般社団法人全国レンタカー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。